

福山市測量、建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が行う、入札後に入札に参加する者に必要な資格を審査する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等業務」という。）の条件付一般競争入札（以下「一般競争入札（ダイレクト型）」という。）の事務に関し、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 一般競争入札（ダイレクト型）の対象となる測量、建設コンサルタント等業務（以下「対象業務」という。）は、入札に付する測量、建設コンサルタント等業務のうち設計金額300万円以上の業務とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格要件)

第3条 対象業務の入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、各号に規定する要件を定めないことができる。

- (1) 対象業務に係る業種（対象業務が複数の業種にわたる場合は、すべての業務に応じた業種とする。以下同じ。）について、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会規程（昭和49年訓令第1号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者
- (2) 入札参加資格の認定に係る格付の等級が、対象業務の設計金額の区分に応じ、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会運営要綱（昭和62年7月1日施行 以下「運営要綱」という。）第8条第2項に定めるものである者
- (3) 対象業務の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、福山市建設工事等指名除外基準要綱（平成6年11月17日施行）に基づく指名除外又は指名留保措置を受けていない者
- (4) 対象業務の内容に応じ、別に定める業務実績を有する者。ただし、業務の内容によっては、入札参加要件として業務実績を定めないことができる。
- (5) 福山市内に本店を有する者。ただし、特に必要があると認める場合は、本市との契約締結権限が福山市内の支店等に委任されており、直近の法人市民税の確定申告における福山市分の従業員が6人以上いる者を参加させることができる。
- (6) 対象業務に必要な技術者の資格を有する者を配置できる者。ただし、業務の内容によっては、入札参加要件として技術者の資格を定めないことができる。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が個々の対象業務ごとに特に必要と認めて定める要件を満たしていると認められる者

(入札参加資格要件の決定等)

第4条 契約担当課長は、対象業務を発注する業務主管課長と協議の上、規則第28条に規定する公告案を作成し、あらかじめ別に定める福山市建設工事等入札参加者審査会(以下「審査会」という。)に諮るものとする。

2 当該業務の入札参加資格要件は、審査会の議を経て、福山市事務決裁規程(昭和41年訓令第2号)に定める決裁権者(以下「決裁権者」という。)が決定する。ただし、設計金額が1千万円未満であるときは、審査会の議を経ないで決定することができる。

(公告)

第5条 市長は、第3条に規定する入札参加資格要件のほか、対象業務の概要、入札の手続き及び技術資料の記載方法等について定め、規則第27条の規定に基づき公告するものとする。

(電子入札システムの使用)

第6条 一般競争入札(ダイレクト型)は、原則として、福山市電子入札実施要領(平成17年4月1日施行 以下「要領」という。)に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

(入札手続)

第7条 入札に参加しようとする者は、対象業務の公告に定める期限までに、入札書を提出しなければならない。

(開札処理)

第8条 契約担当課長は、入札後、要領に基づき、電子入札システムを使用して入札書を一括開札するものとする。ただし、障害等により電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、要領に基づき適切な処置をとるものとする。

2 契約担当課長は、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札決定を保留し、当該開札処理を終了するものとする。

3 前項の場合において、最低価格入札者が二者以上あるときは、要領に基づき電子くじを実施し、第一順位の者を落札候補者として選定するものとする。

(資格要件確認書類の提出)

第9条 市長は、前条の開札手続の終了後、落札候補者に対し、公告に定める入札参加資格要件に応じて、次に掲げる書類を指定する期限までに提出するよう、電子入札システムの資格要件確認書類提出依頼書により求めるものとする。

(1) 資格要件確認書類提出書

(2) 業務実績調書

(3) 技術者の資格調書

(4) その他別に指定する書類

2 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(入札参加資格の審査及び落札決定)

第10条 契約担当課長は、入札参加資格の審査(以下「審査」という。)を、開札執行時

間の順序により行うものとする。

- 2 審査は、入札書及び第9条に規定する書類により行うものとする。
- 3 契約担当課長は、落札候補者の審査を行い、審査の結果、入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者とし、電子入札システムの落札決定通知書により、落札決定した旨を通知するものとする。
- 4 前項の場合において、入札参加資格を有していないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし、第9条に規定する書類を資格要件確認書類提出依頼書により求め、審査を行い、落札者が決定するまで審査を行うものとする。

(無効入札)

第11条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を無効とする。この場合においては、当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

- (1) 第9条の規定により市長から資格要件確認書類の提出を求められた者が、市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- (2) 資格要件の確認のために契約担当課長が行った指示に従わない場合
- (3) 審査において第3条に掲げる入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第9条の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (5) その他当該業務等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

2 市長は、前条の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

(設計図書等の販売等)

第12条 対象業務の設計図書等は、公告に定める期間、指定複写先における設計図書等の書面等の販売又はその他の方法により確認の用に供する。

2 前項の設計図書等の販売は、有償とし、その費用は、入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2010年（平成22年）3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。